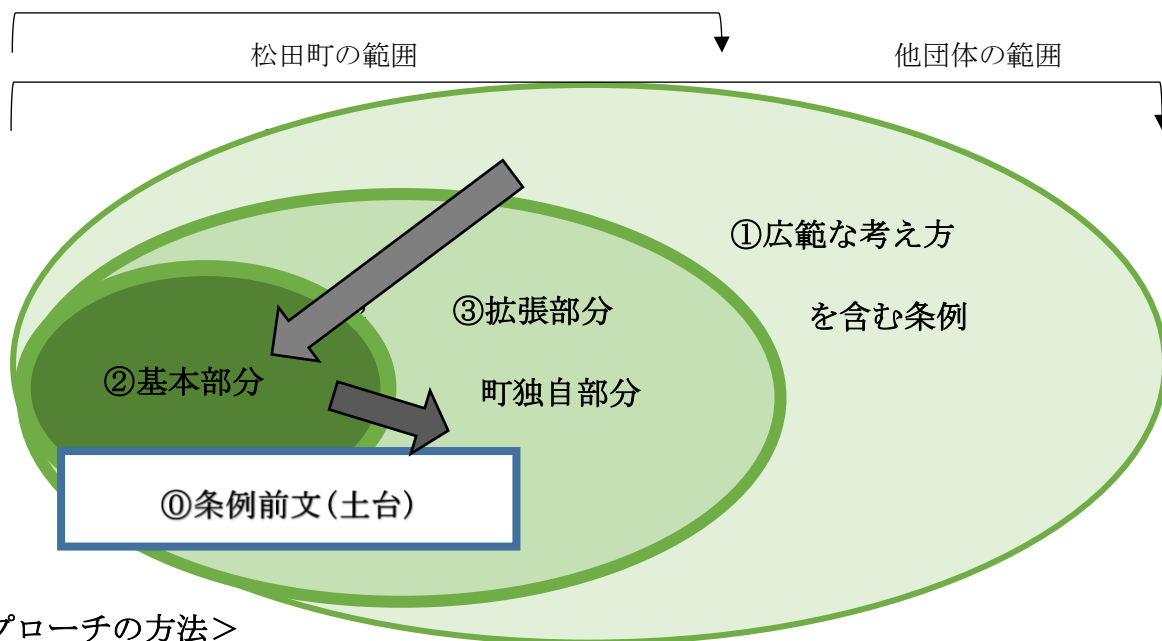
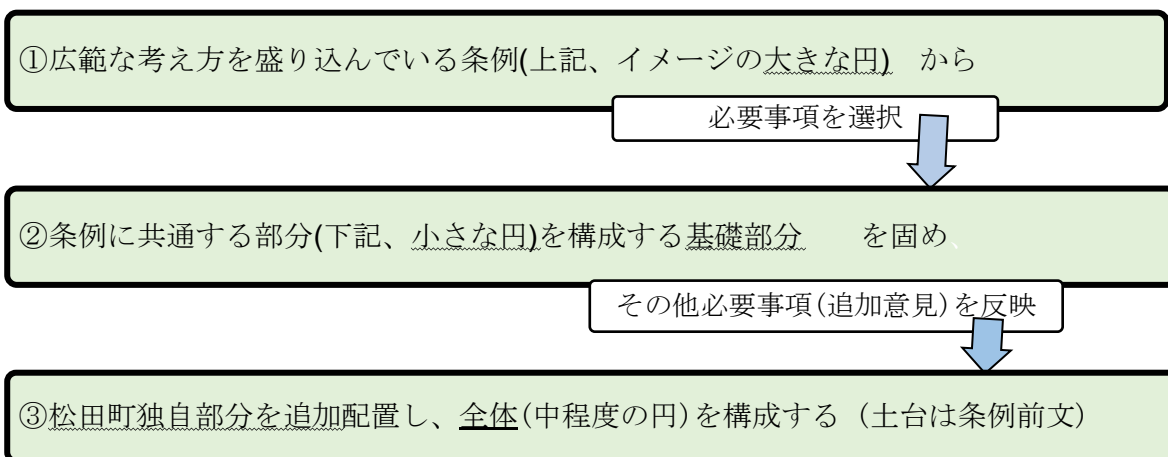


平成28年12月5日付け事務連絡において、条文に盛り込むべき必要事項(項目)について、各委員に意見照会を行いました。この際、条例制定済団体(近隣2市7町)の中で条文数が多い団体として南足柄市を選択しましたが、意図は、以下のアプローチ手法にて全体を構成するイメージに資するものとして選定しました。

<検討範囲>



<アプローチの方法>



※ 基本部分は「制定目的・定義」などを想定。拡張部分は、議論が必要となる「重要事項(連携の考え方・各まちづくり主体の役割・責任)等」や委員意見に基づく町独自の必要事項等が想定されます。議論の過程において、条例全体が上図のように①の円中に収まる場合(コンパクト)、円を飛び越える場合も考えられます。